Ｊ０８４－２　小児創傷処理（６歳未満）
1　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,250点
2　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　1,400点
3　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,850点
4　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,860点
5　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）　450点
6　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　500点
7　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点
8　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,450点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回を限度として100点を所定点数に加算する。

Ｊ０８５　デブリードマン
1　100平方センチメートル未満　1,020点
2　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　2,990点
注１　当初の１回を限度として算定する。
２　骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。

Ｊ０８６　上顎洞開窓術　1,300点
Ｊ０８６－２　内視鏡下上顎洞開窓術　3,600点
Ｊ０８７　上顎洞根治手術　6,660点
Ｊ０８７－２　上顎洞炎術後後出血止血法　6,660点
Ｊ０８８　リンパ節摘出術
1　長径３センチメートル未満　1,200点
2　長径３センチメートル以上　2,880点

Ｊ０８９　分層植皮術
1　25平方センチメートル未満　3,520点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
4　200平方センチメートル以上　25,820点

Ｊ０８９－２　全層植皮術
1　25平方センチメートル未満　10,000点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　28,210点
4　200平方センチメートル以上　40,290点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。

Ｊ０９０　皮膚移植術（生体・培養）　6,110点
注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
２　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。

Ｊ０９０－２　皮膚移植術（死体）
1　200平方センチメートル未満　6,750点
2　200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　9,000点
3　500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満　13,490点
4　1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　32,920点

Ｊ０９１　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
1　25平方センチメートル未満　3,760点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　11,440点
3　100平方センチメートル以上　20,280点

Ｊ０９２　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術　41,120点
Ｊ０９３　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　84,050点
Ｊ０９４　削除
Ｊ０９５　複合組織移植術　15,210点
Ｊ０９６　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　110,700点

Ｊ０９７　粘膜移植術
1　４平方センチメートル未満　6,510点
2　４平方センチメートル以上　7,080点

Ｊ０９８　血管結紮術　3,130点
Ｊ０９９　動脈形成術、吻合術　18,080点
Ｊ０９９－２　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置　16,640点
注　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれる。

Ｊ１００　血管移植術、バイパス移植術
1　頭、頸部動脈　55,050点
2　その他の動脈　30,290点

Ｊ１００－２　中心静脈注射用植込型カテーテル設置　10,800点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、300点を所定点数に加算する。
２　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれる。

Ｊ１０１　神経移植術　23,520点
Ｊ１０２　交感神経節切除術　23,660点
Ｊ１０３　過長茎状突起切除術　5,880点
Ｊ１０４　皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）
1　長径３センチメートル未満の良性皮膚腫瘍　1,280点
2　長径３センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍　2,050点
3　長径３センチメートル以上６センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍　3,230点
4　長径６センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍　4,160点
注　口腔領域の腫瘍に限り算定する。